

令和2年度
(第5期事業年度)

監 事 監 査 報 告

独立行政法人自動車技術総合機構


令和2事業年度監事監査報告及び第I期中期計画期間総括評価

令和3年6月25日

独立行政法人自動車技術総合機構
理事長 木村 隆秀 殿

独立行政法人自動車技術総合機構

監事 古川 一美 

監事 中村 友理 

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）の令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめた。また、令和2事業年度は同機構第I期中期計画期間の最終事業年度に当たることから、同期間における業務運営状況等に係る総括評価について以下のとおり報告する。

【令和2事業年度監事監査報告】

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議（内部統制委員会、検査業務適正化推進本部会合、交通安全環境研究所所議等）に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部、交通安全環境研究所及び地方検査部・事務所（近畿検査部等12箇所）において業務、財産の状況及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下

「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備・運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、自動車機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 本部及び交通安全環境研究所並びに地方検査部・事務所の監査結果

総体的には、概ね適正に業務運営が図られ、かつ、会計処理が適正に執行されていたものと認められたが、一部において主に以下のような改善又は検討を必要とする事項が認められた。

(1) 地方検査部・事務所

- ① 契約関係帳票類において、予定価格調書における価格根拠が明確でない事例等が認められた。
- ② 職員に貸与されているパソコン等の使用において、「独立行政法人自動車技術総合機構情報セキュリティポリシー」に定められた管理が適切に行われていない事例が認められた。
- ③ 並行輸入自動車、改造自動車等に係る事前審査書面について、届出書類の一部不備、記載漏れとなっていた事例が認められた。
- ④ 黒煙等検査時において、安全作業マニュアルに定められた作業方法に従っていない事例が認められた。

2. 財務諸表等についての意見

財務諸表は、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を適正に表示しているものと認められる。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。

また、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当

であると認められる。

3. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。

Ⅲ 自動車機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

国からの依頼を受けて、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を審査事務規程に基づいて適切に実施するとともに、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を確実に実施している。また、国の施策に対して自動車機構が一体となって貢献を行っていくため、自動車機構内に設置した技術戦略本部において統合による効果の効率的な創出とその効果の最大限発揮に向けて取り組んでいる。

令和2年度においては、本部の企画部門、検査部門と交通安全環境研究所が連携・協力し、OBD検査の導入に係る多岐にわたる検討を着実に進めているとともに、既存検査の効率化や事故防止を図る観点から、ディーゼル車の排出ガス検査について測定感度が高い測定器を用いた検査手法の検討、街頭検査における遠隔での排出ガス・騒音の状態確認による車両引込みの的確かつ効率的な実施方法等の検討に取り組んでいる。

以上の状況から、自動車機構の業務全般的には中期目標の着実な達成に向けて、令和2年度計画を効果的かつ効率的に実施していると認められる。

他方、検査機器判定値の設定不備等の不適切事案については、本部と地方検査部等が連携し複層的なチェック体制の強化を図るなどの再発防止対策を講じて取り組んでいる。その取組により一定の効果が認められる状況であるものの、検査機器の適正管理は厳正かつ公正な自動車の審査業務を担う法人の生命線であることから、年月の経過とともに意識が薄れないよう、引き続き、役職員の意識醸成、再発防止の取組の持続と定着に取り組むことが望まれる。監事としても引き続き主要事項として重点的に監視することとする。

Ⅳ 自動車機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他自動車機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

内部統制システムについては、自動車機構の業務が抱える課題の検討、必要

な改善・見直しを随時行いながら業務の効果的、効率的な運営に取り組んでいくところであり、また、当該取組について内部監査部門が適時確認を行い、その結果を役職員に共有・展開して対応していることから、内部統制システムがその運用面において概ね有効に機能していると認められる。

内部統制システムを有効に機能させていくためには各階層組織が内部統制における役割を認識・理解して、確実に責任を果たしていくことが重要であることから、引き続き、内部統制セミナーの継続的開催等に取り組み、内部統制の更なる浸透に取り組んでいくことが望まれる。

V 自動車機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実について

該当する事項は認められない。

VI 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

監査の実施において関係者の積極的な協力が得られており、該当事項はない。

VII 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人見直しに関する閣議決定事項への対応について、役職員の給与水準は国に準拠した基準であり、ラスパイレス指数も100以下となっており適正水準で運用されていると認められる。また、入札・契約の合理化については調達合理化計画に基づいて透明性及び外部性を確保し取り組んでいると認められる。

【第I期中期計画期間総括評価】

I 業務運営に係る評価

第I期中期計画期間における自動車機構は法人統合直後から不適切審査事案等の再発防止の取組に追われてきたと言っても過言ではない。一方、この不適切審査事案に対する取組が自動車機構の組織全体に内部統制への理解を深め浸透させることの重要性をあらためて考えるよい機会になったのではないかと思料している。

不適切審査事案の再発防止に係る第三者委員会の提言において、その背景に本部と地方検査部等との距離があった旨の指摘がなされており、監事監査を通じて内部統制のしくみにおける各部署の責任と役割に対する理解の不十分さからくる距離感があるように当初は感じられたところである。

この点については、本部主導による検査業務適正化推進本部において一連の不適切事案に係る再発防止を推進していく中で、本部と地方検査部等が双方向に意見を交わしながら具体的対策及び対策の課題等を議論し、組織一丸となって対応していくという意識の醸成が図られ、内部統制への理解も深まってきていると認められるものの、検査部門については全国93事業所、約800人の職員を擁する他にあまり類を見ない組織であり、地域環境の違いや人事異動等による影響が少なからず存在する中で、如何に持続的にその役割と責任を果たしていけるかが課題になるのではないかと思料されることから、今後においても業務目標と課題を明確に示し、引き続き、本部及び地方検査部等が一体となって取り組んでいくことが望まれるところである。

第Ⅱ期中期計画期間においては、第Ⅰ期中期計画期間に経験した不適切審査事案等への対応・処理、再発防止の取組を活かし、不適切審査事案はもとより検査場内で発生する事故等を含めて業務実施の障害となるリスクの管理等をはじめとする内部統制に関する不断の見直しにより体制の充実・強化が図られ、内部統制の更なる推進に繋がっていくことを期待するものである。

Ⅱ 法人統合によるシナジー効果創出に係る評価

自動車機構は、旧自動車検査独立行政法人と旧独立行政法人交通安全環境研究所を統合して新たに設立され、自動車、鉄道等の陸上交通に関する技術の著しい進展や国際競争の激化を踏まえ、国の施策に対して一体となって貢献する使命を担う法人である。特に、自動車については設計段階から使用段階までの総合的に対応する業務を担っていることから、統合によるシナジー効果を最大限発揮することが法人統合の狙いであり、自動車機構に期待されていることであると理解している。

第Ⅰ期中期計画期間においては、自動車機構本部内に設置された技術戦略本部において本部検査部門と交通安全環境研究所研究部門が保有する情報と知見を共有し、戦略的に検討を進めることにより連携方策を創出し、着実に成果を挙げてきたところである。

第Ⅱ期中期計画期間においては、自動車技術の高度化・電子化が更に進展し、自動運転車や電動車が普及することなどに伴い、自動車の使われ方にも変化が生じてくることが予想され、国の施策に一体となって貢献していく自動車機構としても組織の強みを活かし一丸となってそれらに対応して的確に業務

を提供していくことがより求められてくると思料されるため、自動車機構本部内に設置される総合技術戦略本部において本部企画部門・検査部門、及び交通安全環境研究所各部門が引き続き連携・協力を図り、各々の部門が持つ情報と知見を活かして双方向のシナジー効果の創出に努め、各部門の業務がよりよい方向に向かうよう、法人統合による利点を更に発揮していくことに期待するものである。

— 以 上 —